

令和8年6月30日

令和8年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和8年6月26日付託分)

政 策 局

目 次

ページ

1	令和8年第2回神奈川県議会定例会（6月15日提案分）提出議案件数調……………	1
2	令和8年度6月補正予算会計別集計表……………	1
(1)	令和8年度神奈川県一般会計6月補正予算(2)局別財源調書……………	2
3	令和8年度一般会計6月補正予算（2）給与費明細書について……………	3
4	かながわボランティア活動推進基金21条例の一部を改正する条例の概要……………	4
5	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を 定める条例の一部を改正する条例の概要……………	5

参考資料 総務政策常任委員会資料 附属資料 政策局

1 令和8年第2回神奈川県議会定例会（6月15日提案分）提出議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数		
	その1 (6月補正予算(1))	その2 (6月補正予算(2))	計
一 般 会 計	1	1	2
特 別 会 計	—	1	1
企 業 会 計	—	—	—
合 計	1	2	3

(2) 条例その他

区 分	件 数
条 例 の 改 正	13
特定事業契約の変更	2
動 産 の 取 得	1
指 定 管 理 者 の 指 定	4
そ の 他	2
合 計	22

2 令和8年度6月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額			合 計 額
		(1)	(2)	計	
一 般 会 計	2,375,969,000	5,009,380	370,394	5,379,774	2,381,348,774
特 別 会 計	2,327,731,294	—	—	—	2,327,731,294
企 業 会 計	171,032,327	—	—	—	171,032,327
合 計	4,874,732,621	5,009,380	370,394	5,379,774	4,880,112,395

(参考) 前年度(令和7年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額			合 計 額
		(1)	(2)	計	
一 般 会 計	2,215,824,000	11,868,115	2,672,002	14,540,117	2,230,364,117
特 別 会 計	2,283,395,334	—	—	—	2,283,395,334
企 業 会 計	164,513,842	—	—	—	164,513,842
合 計	4,663,733,176	11,868,115	2,672,002	14,540,117	4,678,273,293

(1) 令和8年度神奈川県一般会計6月補正予算(2) 局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳								備 考		
		国 庫 支出金	分担金 及 び 負担金	使用料 及 び 手数料	財 産 収 入	寄附金	繰入金	諸 収 入	県 債		一 財 源	
健康医療局	10,000	10,000										
教育委員会	360,394	86,626					42,478	6		231,284		
小 計	370,394	96,626					42,478	6		231,284		
							231,284			△ 231,284	その他特定 収入	
合 計	370,394	96,626					273,762	6				

3 令和8年度一般会計6月補正予算（2）給与費明細書について

一般職

（1）総括

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	55,215	234,635,040	217,117,045	451,752,085	80,557,989	532,310,074	
補正前	55,215	234,635,040	216,850,975	451,486,015	80,557,989	532,044,004	
比較	0	0	266,070	266,070	0	266,070	

職員手当の内訳	区分	通勤手当 (千円)
	補正後	8,257,449
	補正前	7,991,379
	比較	266,070

（2）給料及び職員手当の増減額の明細 (教育職員)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
職員手当	千円 266,070	制度改正に伴う増減分	千円 266,070	通勤手当 266,070千円	

【議案（条例その他 その4） 定県第44号議案】

4 かながわボランティア活動推進基金21条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

市町に貸し付けた住宅資金市町村貸付金の全額償還に伴い、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 住宅資金市町村貸付金の全額償還に伴い、同条例に規定する「財産の種類等」を改正する。（第3条関係）

イ その他所要の規定の整備を行う。（第8条関係）

(3) 施行期日

公布の日

【議案（条例その他 その4） 定県第45号議案】

5 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地を変更するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人のうち、3法人について、主たる事務所の所在地を変更するため、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日

公布の日